

## 動産総合保険のご案内

このたびは弊社「リース契約」をご利用いただき、誠にありがとうございます。ご利用いただきました「リース契約」の物件は、不測の事故にそなえて、弊社が契約者として損害保険ジャパン株式会社と動産総合保険の契約を締結し、お客様に補償を提供しております。つきましては、その補償内容や事故発生時のお手続きなどについてご案内しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。今後とも弊社「リース契約」をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

### 動産総合保険の特徴

- 動産総合保険は、ほとんど全ての「偶然かつ外来の事故による損害」を補償する保険です。
- 下記「保険金をお支払いできない主な場合」などの免責事項に該当しない限り、保険金が支払われます。

### 代表的なお支払い事例(ガス関連機器)

煮こぼれが原因で点火不良 (注)となり、バーナーヘッドを交換。	鍋をコンロ天板に落としてしまい、天板ガラスを破損。トッププレートを交換。	凍結による破損のため、内胴と水側組立を交換。	落雷のため、雷サージ電圧による破損。制御基板を交換。
			

(注)煮こぼれは偶然な事故のため、煮こぼれが原因で故障(点火不良)となった場合は、お支払い対象となります。

### 保険金をお支払いできない主な場合

- ◆ご契約者、被保険者、保険金受取人などの故意・重大な過失・法令違反による損害
- ◆自然の消耗・劣化(注)さび・かび・変質・変色・腐敗・腐食などによる損害
- ◆ねずみ喰い、虫喰いなどによる損害
- ◆戦争、暴動、テロ行為、その他の事変、差押え、没収、または核燃料物質などによる損害
- ◆保険の目的の加工着手後の事故による損害
- ◆地震、噴火、またはこれらによる津波による損害
- ◆保険の目的の置き忘れ、紛失による損害
- ◆保険の目的に対する修理・清掃・解体・据付・組立・点検・検査・試験・調整等の作業上の過失または技術の拙劣による損害
- ◆保険の目的の欠陥(瑕疵)による損害
- ◆詐欺、横領による損害
- ◆万引きによる損害
- ◆損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下(格落ち損害)
- ◆保険の対象の修繕費のうち、航空輸送によって増加した費用 など
- ◆使用人が行った窃盗、強盗等による損害
- ◆真空管・ブラウン管・LED 蛍光管などの管球類に単独で生じた損害
- ◆かき傷、すり傷などの保険の目的の機能に直接関係のない損害および温度または湿度の変化に起因して生じた損害

(注)保険の目的が機械・設備・装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅・消耗・劣化またはボイラスケールを含みます。

## セットしている特約とその概要

### ■ 電氣的・機械的事故補償特約

以下の①から③までの事項を履行している場合に限り、偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的  
事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金を支払います。

- ①常に良好な運転状態を維持するために整備すること。
- ②故意または習慣的に過度の運転もしくは過負荷の状態におかないこと。
- ③保守および運転に関する法令その他の規則を守ること。

この特約により、以下の場合でも補償されます。

操作ミス・過失による事故	ショート・スパーク・過電流等電氣的な事故
回転部分の飛散・異常負荷による機械的的事故	

### ■ リース物件包括契約特約

生じた損害の保険価額を再調達価額とします。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時において、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

※物件によっては、上記2つの特約をセットできない場合があります。

## 保険の対象となる物件

### □ T&Dリース株式会社の「リース契約」の物件 ※自動車(オートバイ、原動機付自転車を含む)・航空機・船舶等は対象外です。

- 物件については、商品1つもしくは複数の場合でも、商品の特定ができるように明示してください。
- 保険期間は、リース契約開始日から1次リース期間満了日までです。(再リース期間は対象となりません)
- 支払事由に該当し、リース物件が修理可能な場合は、弊社よりリース契約者に保険金相当額をお支払します。
- 万一、リース物件が修理不能となった場合は、保険金の範囲内で残リース料が免除されます。

## 事故が発生した場合のお手続き

- 万一事故が発生した場合には、ただちにご連絡ください。  
また、以下の書類を速やかにご提出くださいますようお願いいたします。  
※ご提出いただく書類①保険事故報告書 ②修理完了報告書 ③修理見積書 ④物件写真(修理前・修理中・修理後 各数枚)  
⑤その他(罹災証明書・盗難届受理番号等)
- 保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

☆事故が発生した場合や「リース契約」の内容に関するご不明な点については、T&Dリース株式会社までお問い合わせください。

○「リース契約」引受会社

**T&Dリース株式会社 動産総合保険事故受付担当**

〒108-0075 東京都港区港南2丁目16番2号 太陽生命品川ビル

TEL: **0120-762-139**

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/30~1/4を除きます)

★補償内容など、保険に関するご不明な点については、取扱保険代理店または損害保険ジャパン株式会社にお問い合わせください。

●引受保険会社

**損害保険ジャパン株式会社 金融法人第二部 営業第三課**

〒103-8255 東京都中央区日本橋2丁目2番10号

TEL: 03-3231-3667 FAX: 03-6860-2713

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます)

●取扱保険代理店

**東陽保険代行株式会社**

〒115-0045 東京都北区赤羽2丁目17番4号 太陽生命赤羽ビル

TEL: 03-5249-4117 FAX: 03-5249-4118

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/30~1/4を除きます)